大和高田市中小企業資金融資制度

令和3年10月1日現在

制度名	目的	貸付対象	貸		付	条	件	取扱金融機関	制度利用の流れ
באניוו	00	受けり入り	種類	使 途	融資限度額	融資期間	保証人及び担保	以以及以及以及	
小口融資	大内の者のの者との名のを表して、大力のののののののののののののでは、大力のののでは、大力のののでは、大力ののでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力	・個人の場合、1年以上 本市の住民基本台帳に記 録されている住所を有し ていること。	設備資金	工場・店舗 の改装や増 改築及び機 械の購入等	1,500万円	7年以内 (6か月以 内の据置期 間を含む)	(個人申込) 原則不要	南都銀行 和陽銀行 紀陽銀行 関西みらい銀行 大和信用金庫 奈良中央信用金庫	①借入を希望する取扱金融機関で、大和高田市制度を利用した融資について相談してください。 ②金融機関を通じて、奈良県信用保証協会へ保証申込を行ってください。
		・同一事業を1年以上営んでおり、今後もその事業を継続して営むことが確実であること。 ・市税を滞納していないこと。	運転資金	事業上の 運転資金	1,000万円	5年以内 (6か月以 内の据置期 間を含む)	(法人申込) 原則代表者のみ		③奈良県信用保証協会が保証決定 後、金融機関が融資を実行しま す。 ④大和高田市に保証料と利子の補
			設備資金	工場・店舗 の改装や増 改築及び機 械の購入等	500万円	7年以内 (6か月以 内の据置期 間を含む)	※ただし実質経営 者営業許可名義人 は連帯保証人とし て必要		総を申請してください。 ⑤金融機関とのご契約に基づき、返済をしてください。 ⑥返済の都度かかる利子を、年度末に市がまとめて補給します。(保証料は市が保証協会へ直接支払います。) ①市が定めた所定のセミナーを受講してください。 ②市が発行するセミナーの終了証明書を取得してください。 以降は特別融資・小口融資の制度利用の流れ①~⑥と同様です。
			運転資金	事業上の 運転資金	500万円	5年以内 (6か月以 内の据置期 間を含む)			
創業支援融資		・市内で創業する具体的な計画がある方。・市内で創業後、1年未満の方。	設備資金	工場・店舗 の改装や増 改築及び機 械の購入等	1,000万円	7年以内 (6か月以 内の据置期 間を含む)		【奈良県内の各本支店】 南都銀行 紀陽銀行 大和信用金庫	
		・市が定めた創業支援事業計画にもとづく所定のセミナーを受講すること。	運転資金	事業上の 運転資金	1,000万円	5年以内 (6か月以 内の据置期 間を含む)			

(備考)

- ★保証料補給・・・・・全額を市が負担
- ★利子補給・・・・・・貸付利率の2分の1以内(年率1%を限度とする。)の金額を市が利用者に補給
- ★借り換え申し込み・・・融資残高が当初金額の1/2以下の場合となります。
- ★各融資制度の併用は不可